

令和元年6月4日開催

第 9 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第9回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月4日(火) 午前10時00分
2. 開催場所 新ひだか町コミュニティセンター 1階 娯楽室
3. 出席委員 9 名 (欠席委員1名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	美	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	欠
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	一

4. 出席事務局職員

事務局長 久保 稔
主 幹 二本柳 浩一
主 幹 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それではこれより、令和元年6月4日招集、第9回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお本日の欠席者は、4番西村委員の1名でありまして、欠席の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>以上により、出席委員は10名中9名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>挨拶</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、2番山野委員、3番中村委員をお願いいたします。以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より、報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約通知については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>ここで事務局より、追加報告の申出がありましたので、報告第2号として許可します。事務局より報告第2号、現況確認についての議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第2号の議案書をご覧ください。現況確認については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第2号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>順位1番ですが、当農地は公簿が山林の現況農地であります。これまで軽種馬の放牧地として管理されてきており、この度これを農地として処分するため申請が出されました。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当委員に行っていただき、農地として利用されていることから、現況農地であるとの判定意見をいただいておりますので、報告いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p>

議長	採決いたします。報告第2号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第2号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より、議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請については、1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、現在の農家住宅が老朽化したため、新築するための転用案件です。申請地は、牧草地に隣接していますが、付近の営農条件に支障を及ぼすおそれがないことを確認しております。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当との意見を付して北海道農業会議へ諮問にかけ、許可権者である北海道へ進達することと決定をいたしました。
議長	次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。 事務局より、議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。件数については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、昨年7月20日の本総会において許可相当との意見を付して、北海道へ進達して北海道知事から許可されております。そしてこの度、施工業者の都合で施工困難となり、新たな業者の選定及び決定に時間を要してしまい、遅延が発生したことにより、計画工事期間を変更したい旨、事業計画変更承認申請がされました。なお、厩舎の建築内容には変更がなく、工事期間変更のみのため、農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。 工事期間変更申請の適否について、ご審議をお願いします。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
1番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	それでは、採決いたします。議案第2号1番の変更承認申請について、許可相当と決定してよろしいですか。異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	異議なしと認め、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することと決定をいたしました。
議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 事務局より、議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、所有権移転が1件、利用権の設定が2件の計3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書及び調査書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
3番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定といたします。
議長	次に、事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号2番を議案書及び調査書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について決定といたします。

議長 次に、事務局より議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号3番を議案書及び調査書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
本件は、就農地を変更し新たに農地を借り受けて営農することとなり、報告第1号1番の合意解約と関連しますので、経緯と合わせて説明します。
合意解約については、平成31年2月から利用権を設定して、新設ハウスを建てておりましたが、貸主とハウスの電気や水の使用に係る諸条件に相違が出てきてしまい、調整したものの折り合いがつかず、合意解約となりました。なお、すでに新設ハウスが建てられておりましたので、それを移設して営農するという緊急案件のため、地区推進委員の河合委員同席のもと、借主の●●さんと面談を行いました。
利用権を設定したばかりの就農地を、この時期に変更することの重みを理解していただくとともに、今後の営農への影響も大きいことから、みつし農協等の関係機関と十分相談し、新就農地における営農計画書の作成提出を求めました。
当面の営農地は、●●さんの農地を4年間賃貸借する計画です。ハウスの移設先については、●●さんの農地を8月以降に賃貸借することで現在交渉中で、内諾は得ている旨確認しております。なお、この就農地の変更内容を反映し作成された営農計画書が、別紙資料で配付しているものです。河合委員とも計画書の内容を確認し、最低限のラインはクリアしているものと確認しております。この計画書は、みつし農協にも提出されております。
以上のことから、やむを得ない就農地変更の案件であると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について決定といたします。

議長 ここで事務局より、追加議案の申出がありましたので、議案第3号4番及び5番として許可します。まず、議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書及び調査書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番の集積計画について決定といたします。

議長	次に、事務局より議案第3号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号5番を議案書及び調査書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
5番	議案第3号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号5番の集積計画について決定といたします。
議長	次に、議案第4号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議題といたします。事務局より、議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見については、除外1件、用途変更1件、マスタープランの変更1件の計3件です。 議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、現在居住している住宅が手狭及び老朽化したため、農家住宅を新築するもので、事業計画地は農業用施設及び放牧地に近接しており、営農管理上最適地を選定しております。農家用住宅のため農用地区域内からの除外の届出が町にされて、町より意見を求められているものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていたき、計画面積は、過大なものではなく必要な面積であり、除外について適当であるとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に、事務局より議案第4号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、厩舎を建設するにあたり、軽種馬の営農管理と、経営地・施設用地を有効利用して、計画地が選定されていきます。合せて、転用面積も最小限で計画されていると考えます。
なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条の転用案件には該当しません。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていただき、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に、事務局より議案第4号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、農家住宅を第1種農地に設置せざるを得ない場合、農業振興地域整備計画のマスタープラン(農用地利用計画以外の計画)の変更が必要となるため申請がされて、町より意見を求められているものです。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、過大な面積転用ではないなど、マスタープランの変更について適当であるとの意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 ここで事務局より、追加議案の申出がありましたので、議案第4号4番として許可します。議案第4号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第4号4番の議案書をご覧ください。編入の案件が1件です。

事務局 【議案第4号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位4番ですが、申請地は現在農用地区域外となっておりますが、現在そして今後においても畜産(軽種馬)のための農用地として利用したいことから、編入の申請がされました。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、編入について適当であるとの意見をいただいております。このことから、編入について適当であると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
5番	議案第4号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号4番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号4番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に、議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、申請地は周囲を道路と宅地に囲まれた宅地化が進んでいる土地で、面積が狭隘なため、営農作付は難しい土地であります。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、肥培管理が困難であり、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
3番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位2番ですが、申請地は都市計画区域内にある農地で、道路が敷設された際に分筆され残った狭隘な土地であります。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、狭隘な面積で営農作付は困難であり、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
3番	議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言ありませんか。

(発言なし)

議長

それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前10時40分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和元年6月4日(議事録調整日 令和元年6月28日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟